

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (1)公共施設の適正利用の確保
実施計画内容	○ 施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。 ○ 撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。
(1)事業実績	○施設の適正な利用の確保という観点から、支障物件の撤去指導、退去指導を実施。 ○河川施設のホームレス人数 平成25年度 47人 平成26年度 48人 平成27年度 39人 平成28年度 31人 平成29年度 31人
(2)事業効果	○パトロールの実施や撤去指導等の結果、河川施設におけるホームレス人数が減少している。
(3)課題・問題点	○ 退去指導及び不法占拠物件の撤去指導に応じないものへの対応
(4)今後の取り組み方向	○パトロールの実施等により、ホームレス数の減少に一定の効果を挙げている。引き続き関係機関と連携、協力し対応していく。また、ケースによっては各市町村の福祉部局への福祉施策の条件緩和など柔軟な対応を依頼していく。
担当部室課	都市整備部河川室河川環境課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
 第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (2)災害時の適切な措置
実施計画内容	○ホームレスに被害が及ぶおそれのある洪水などの災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業との連携により、迅速かつ適切な措置を講じます。
(1)事業実績	○台風前等の注意喚起パトロールを実施。台風前にホームレスを個別訪問し、災害が発生する前に非難するように注意喚起を行っている。
(2)事業効果	○ 居住箇所の危険性を認識してもらい、ホームレスの災害等の被害を予防する一定の効果があると思われる。
(3)課題・問題点	○ 実際に災害が起きれば個々に対応することは困難であり、事前対策に重点をおく必要がある。
(4)今後の取り組み方向	○ 実際に災害が起きる前に避難するように一層の注意喚起を行うとともに、災害時には迅速な措置を行えるようにホームレスの居住箇所を正確に把握する。
担当部室課	都市整備部河川室河川環境課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (3)福祉など関係機関との連携の確保
実施計画内容	○ 撤去指導の実施にあたり、施設管理者は市町村の関係行政機関や巡回相談指導事業との連絡・調整により、ホームレス自立支援施策との連携を図り、早期の段階で福祉サービスや保健医療施策につなぐことができるよう努めます。
(1)事業実績	○ホームレスの居住状況について、巡回相談指導事業等との情報交換を年1回もしくは随時実施している。
(2)事業効果	○ 巡回相談指導事業等との情報共有によって、適当な時期に指導を実施することができる。
(3)課題・問題点	○ 福祉制度に不信感をもっているホームレスもあり、福祉関係機関と連携しても退去指導が困難な場合もある。
(4)今後の取り組み方向	○ 引き続き、連絡会議や随時の情報提供により、福祉関係機関との情報共有に努める。
担当部室課	都市整備部河川室河川環境課